

。計量法（抄）

（平成四年五月二十日）
（法律第五十一号）

2 経済産業大臣は、第十六条第一項第一号口の指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

（平一一法一六〇・一部改正）

（指定）

第九十条 第十六条第一項第一号口の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第四十条第一項の経済産業省令で定める事業の区分次条第一項において単に「事業の区分」という。）に従い、その工場又は事業場（以下「工場」という。）

（平一一法一六〇・一部改正）

（届出製造事業者に係る指定の申請）

第九十一条 第十六条第一項第一号口の指定を受けようとする届出製造事業者は、次の事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業の区分

三 工場又は事業場の名称及び所在地

四 第四十条第一項の規定による届出の年月日

五 品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）

2 前項の規定により申請をした届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第九十二条第一項の書面を添えたときは、この限りでない。

3 前項の規定により検査を行った都道府県知事又は日本電気計器検定所は、経済産業省令で定めるところにより、当該検査の結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

（指定の基準）

第九十二条 次の各号の一に該当する届出製造事業者は、第十六条第一項第一号口の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九十九条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前号の一に該当する者があるもの